資料№.２

令和6年度における条例の目的を達成するための施策について

１　概　　要

本市では、市が発注する工事又は製造その他の請負契約（公契約）の公正性、透明性及び競争性の確保と公契約の適正な履行、地域経済の健全な発展を基本理念とした「大垣市公契約条例」を平成28年度に施行しています。

また、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資するため制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をふまえ、本市では定期的に入札制度の見直しを行っています。

併せて、建設工事の市内事業者の育成及び公契約履行における高い品質確保を図るため、優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者を表彰しています。

２　令和6年度における入札制度の見直しについて

⑴　趣　　旨

一般競争入札において価格と評価点により落札者を決定する方式である「総合評価落札方式」について、令和5年度は設計金額が、「土木一式工事・建築一式工事」は2,000万円以上、「その他工事」は4,500万円以上を対象工事としていましたが、令和6年度に見直しを行いました。

⑵　総合評価落札方式の対象金額の見直し

建設業法における特定建設業許可の金額要件にあわせ、「土木一式工事」の総合評価落札方式の対象金額を2,000万円以上から4,500万円以上に、「建築一式工事」の対象金額を2,000万円から7,000万円以上に引き上げました。

区分	令和5年度	令和6年度
土 木 一 式 工 事	原則2,000万円以上	原則4,500万円以上
建 築 一 式 工 事	原則2,000万円以上	原則7,000万円以上
そ の 他 工 事	原則4,500万円以上	変更なし

⑶　最低制限価格制度の対象金額の見直し

総合評価落札方式の対象金額を引き上げたため、一般競争入札で運用する失格基準である「最低制限価格制度」の建築一式工事の上限額を7,000万円未満に引き上げました。

なお、上限額7,000万円以上の設計金額の建築一式工事については、「低入札価格調査制度」を運用し、設定した価格未満の入札者に低入札価格調査を行い、契約内容に適合した工事の履行を確認しています。

区分	令和5年度	令和6年度
土木一式工事 その他工事	130万円以上4,500万円未満	変更なし
建築一式工事	130万円以上4,500万円未満	130万円以上7,000万円未満
業務委託	50万円以上	変更なし

3　一般競争入札の公募条件となる総合点数について

⑴　客観点数と主観点数

一般競争入札では公募条件に「総合点数」を設定しており、総合点数は「客観点数」と「主観点数」の合計になります。客観点数と主観点数とは次のとおりとなります。

区分	内容
客観点数	企業規模や経営状況を第三者機関が点数化しており、企業規模が大きいほど高くなります。
主観点数	大垣市が定める評価項目ごとの点数の合計で、中小企業であっても、優良であればプラスとなり、企業規模の差を埋めることとなります。

⑵　大垣市における主観点数の項目

①　申請に基づき審査する項目

ＩＳＯ認証取得、環境配慮状況、障がい者雇用状況、少子化対策、ボランティア活動への参加状況、若年労働者及び女性技術者の雇用状況、市内居住者の雇用状況、消防団協力活動に従事する者の雇用状況、優秀技術者表彰の実績の9項目で加点しています。

②　実績に基づき評価する項目（申請の有無に関わらず評価を実施）

災害時応援協力状況、除雪等活動状況、工事成績平均点、入札参加資格停止措置の状況、優良建設工事表彰の実績の5項目で加減点しています。

⑶　本市のこれまでの経過

一般競争入札の導入当初である平成18年度は、客観点数のみで判断し、県の建設工事発注基準を基に設定しておりました。平成24年度からは、市独自の加算点数を導入した主観点数を加えた総合点数に設定を変更いたしました。なお、公募条件の総合点数の設定基準は毎年変更せず、加算項目や各項目の加算点の変更、工事成績評定点の改定等に伴い、公募条件を変えることとしております。

４　大垣市発注の週休2日制確保工事の運用について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取り組みとして、工事現場における週休2日制を確保するモデル工事について令和2年4月1日からの試行を経て、令和6年度から原則全件適用しています。

実施件数は、令和2年度、3年度がともに1件、令和4年度は6件、令和5年度は53件となっております。

５　令和6年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者の表彰について

⑴　令和5年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者

①　土木・建築工事部門

No.	優良建設工事	優良建設業者	優秀技術者
1	（補）橋梁耐震補強（源氏大橋ほか）工事	ＴＳＵＣＨＩＹＡ㈱	監理技術者 越智　利広
2	（補）（仮称）上石津義務教育学校改修（建築）工事	ＴＳＵＣＨＩＹＡ㈱	監理技術者 宮田　　明
3	北部水源地　改良（第2配水池建設）工事	岐建㈱	該当者なし
4	ひまわり学園　建設（建築主体）工事	岐建㈱	監理技術者 野平　廣二
5	（補）橋梁耐震補強・補修（源氏大橋左岸取付高架橋）工事	木村建設㈱	監理技術者 小寺　正晃
6	（補）小野小学校　グラウンド改修工事	ＴＳＵＣＨＩＹＡ㈱	監理技術者 桐山　英士

② 施設営繕工事部門

No.	優良建設工事	優良建設業者	優秀技術者
1	北部水源地　改良（場内配管その5）工事	美濃工研㈱	主任技術者 山田　慎吾
2	ひまわり学園　建設（空調）	加納水道設備㈱	主任技術者 原田　　実
3	ひまわり学園　建設（電気）	長良電業㈱	主任技術者 小藪　達文

参　考

優良建設業者表彰制度の概要

1　表彰の種類

表彰は、次の工事区分に応じて、当該表彰部門ごとに行います。

表彰部門	工事区分
土木・建築工事部門	土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事
施設営繕工事部門	電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事、管工事、水道工事、鋼構造物工事、その他の工事

2　表彰の対象

⑴　優良建設業者

優良建設業者は、優良建設工事を完成させた施工者（建設共同企業体の場合、その構成員のうち市内建設業者に限る。）とします。

⑵　優秀技術者

優秀技術者は、優良建設工事の着工から完成までの全期間を担当した優良建設業者の主任技術者または監理技術者で、表彰の日まで優良建設業者と継続して雇用の関係にある者とします。

＜参考：優良建設工事＞

優良建設工事は、市内に本店もしくは支店を置く建設業者（市内建設業者）、または、市内建設業者を構成員とする建設共同企業体が施工し、表彰を行う年度の前年

度（表彰対象年度）に完成した建設工事のうち、次のいずれにも該当するものとします。

① 契約金額が500万円以上の建設工事（単に機能を維持するための工事、解体、浚渫、点検等の工事を除く。）
② 大垣市建設工事成績評定要綱（平成18年告示第169号）に基づく評定点が80点以上のもので、各表彰部門の上位5位以内の順位にあるもの

3 失格事項

⑴ 優良建設業者

次のいずれかに該当する者（建設共同企業体の場合は構成員）は、優良建設業者の表彰の対象から除外します。

① 建設工事の完成実績が、表彰対象年度で1件の者。ただし、表彰対象年度の前年度に1件以上の工事完成実績がある者を除く
② 表彰対象年度及びその前年度において、評定点が65点未満の建設工事を施行した者
③ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者
④ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）に基づく暴力団排除措置を受けた者
⑤ 倒産や廃業等をした者

⑵ 優秀技術者

優良建設工事の着工の日から表彰の日までの間に、社会通念上信用を失墜する行為を行ったことが明らかとなった者は、優秀技術者の表彰の対象から除外します。

4 審査、決定、表彰及び公表

⑴ 審査及び決定

優良建設工事を選考し、表彰の対象者を選定するため、「大垣市優良建設工事審査委員会（委員長：副市長、委員：総務部長、建設部長、水道部長、都市計画部長）」を設置しました。

また、市長は、優良建設工事審査委員会における審査結果に基づき、優良建設工事

を決定し、優良建設業者及び優秀技術者について、表彰の可否を決定しました。

⑵　表彰及び公表

表彰は、表彰状を授与（建設共同企業体は、各構成員に表彰状を授与）して行うこととし、表彰の結果は、市ホームページに掲載します。

５　受賞の効力

⑴　総合評価方式競争入札における評価

大垣市建設工事総合評価方式競争入札要綱（平成19年11月29日制定）に基づき、平成20年度から、価格だけでなく、建設業者の施工能力等の技術力に関する評価を行い、これらを総合的に考慮し落札者を決定する総合評価方式競争入札を実施しています。この総合評価方式競争入札における評価項目に、表彰実績を位置付けます。

⑵　主観的事項審査における評価

大垣市競争入札資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成24年1月1日制定）に基づき、平成24年度から、入札参加資格者の適正性及び透明性を確保するため、市内の本・支店業者を対象として、各業者の主観的事項審査（主観点数）を導入し、経営事項審査総合評点値（客観点数）に加え、主観的事項審査（主観点数）の合計（総合点数）により、入札参加資格者の順位付けを行っています。この主観的事項審査（主観点数）の評価項目に、表彰実績を位置付けます。